

# 一般社団法人日本自動車タイヤ協会定款

平成23年4月 1日制定  
平成26年5月27日変更  
平成28年4月 1日変更

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会（英文名 The Japan Automobile Tire Manufacturers Association, Inc. 略称「JATMA」）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、自動車タイヤ（自動車用タイヤ、建設車両用タイヤ、産業車両用タイヤ、農業機械用タイヤ等をいう。）の生産、流通、消費及び貿易に関する調査研究、安全及び環境保全に関する施策の立案及びその推進等を行うことにより、自動車タイヤ工業の健全な発展を図り、もって我が国産業及び経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車タイヤの生産、流通、消費及び貿易に関する調査研究
- (2) 自動車タイヤの安全に関する施策の立案及びその推進
- (3) 自動車タイヤの環境保全に関する施策の立案及びその推進
- (4) 自動車タイヤの生産、流通及び消費に関する合理化の推進
- (5) 自動車タイヤに関する内外関係機関等との交流及び協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員及び会員の種別)

第5条 本会は、自動車タイヤの製造を営む法人であつて次条の規定により本会の会員となつたものをもつて構成する。

2 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 日本国において自動車タイヤの製造を営む法人であって、本会の目的に賛同し、その事業に参画するもの

(2) 準会員 自動車タイヤの製造を営む法人またはその子会社であって、本会の目的に賛同し、理事会の求めに応じて本会の事業に協力するもの

3 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、本会に対してその権利を行使する代表者1人（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員は、会員代表者を変更した場合には、理事会において別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、総会において別に定める基準により、入会金、年会費その他の経費を負担する義務を負う。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は、第5条に規定する会員の要件を満たさなくなった場合又は前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が解散し又は破産したとき。
- (2) 年会費の支払いその他の経費の負担を怠り、かつ、督促後なおこれを1年以上負担しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、年会費その他の拠出金品は返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 準会員は、理事会の承認を得て、議決権を有しないオブザーバーとして総会に出席することができる。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び正会員に所属しない監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の経費負担の基準
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会においては、第15条第3項の書面に記載された総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年4月1日から3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、日時及び場所、会議の目的である事項等を示して、開会の日の7日前までにその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、14日前までにその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1法人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(代理人による議決権の行使等)

第19条 正会員は代理人によって、その議決権を行使できる。

2 前項の場合においては、正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 代理人、書面又は電磁的方法によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

4 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された1人以上の議事録署名人が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上11人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。

3 会長、副会長及び専務理事を法人法上の代表理事とする。

#### (役員の選任)

第22条 本会の役員は、総会の決議により、正会員代表者及び正会員たる法人の役員（執行役員制度を導入している場合には執行役員を含む。）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員に所属しない者を役員に選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知とともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員に所属しない監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会との理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条の規定に従って、同法第111条第1項の損害賠償責任を、理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、法人法第115条の規定に従って、同法第111条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、正会員に所属しない監事と締結することができる。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第25条第1項及び第27条の規定は、顧問について準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

(権限)

第32条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事から、法人法第101条2項の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により当該提案につき同意の意見表示をし、かつ、監事が当該提案について異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

### (資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

### (経費の支弁)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度の定時総会に提出してその内容を報告するものとする。

### (事業報告及び収支決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 監事は、前項各号の書類を受領したときは、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(特別会計)

第44条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経費は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(剰余金)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の下に総務委員会等の委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第50条 本会に事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を受けて会長が委嘱及び解嘱を行い、職員は、会長が任免する。

4 事務局及び職員に関する事項は、理事会において別に定める。

## 第11章 備置き、公告等

### (書類等の備置き)

第51条 本会は、主たる事務所に定款及び社員名簿を備え置くほか、次の書類等をそれぞれ定められた期間、備え置くものとする。

- (1) 第20条及び第37条の議事録 10年間
- (2) 第42条の事業計画書及び収支予算書 1年間
- (3) 第43条第1項の書類及び同条第2項の監査報告 5年間

### (公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第12章 補則

### (実施細則)

第53条 この定款の実施について必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人日本自動車タイヤ協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

3 本会の最初の会長は中倉健二、副会長は荒川詔四、専務理事は奥田慶一郎とする。

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5 社団法人日本自動車タイヤ協会の諸規程等は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

附則(平成27年5月26日)

1 この定款は、平成28年4月1日から施行する。